

- ・ 第三者委託の導入が合理的な事業者全てにおいて、第三者委託を実施する。
- ・ 水道の管理に関する技術的基盤を確保していくため、水道事業に携わる技術者について、現状と同等の水準を確保していく。
- ・ 水道施設の適切な更新を推進し、直ちに更新が必要な老朽化施設の割合をゼロにする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

◆アクションプログラム１－１：新たな水道広域化計画の推進

財政基盤や技術基盤の共有化という観点から、地域の実情に応じた事業統合や管理の共同化など多様な形態の広域化を進めるため、これまでのハード中心の広域的水道整備計画を見直し、多様な形態の広域化を含む新たな水道広域化計画を導入し、国、都道府県、水道事業者の適切な役割分担の下に、水道事業の運営基盤強化を図り、国民全体の給水サービス水準の向上を図る。

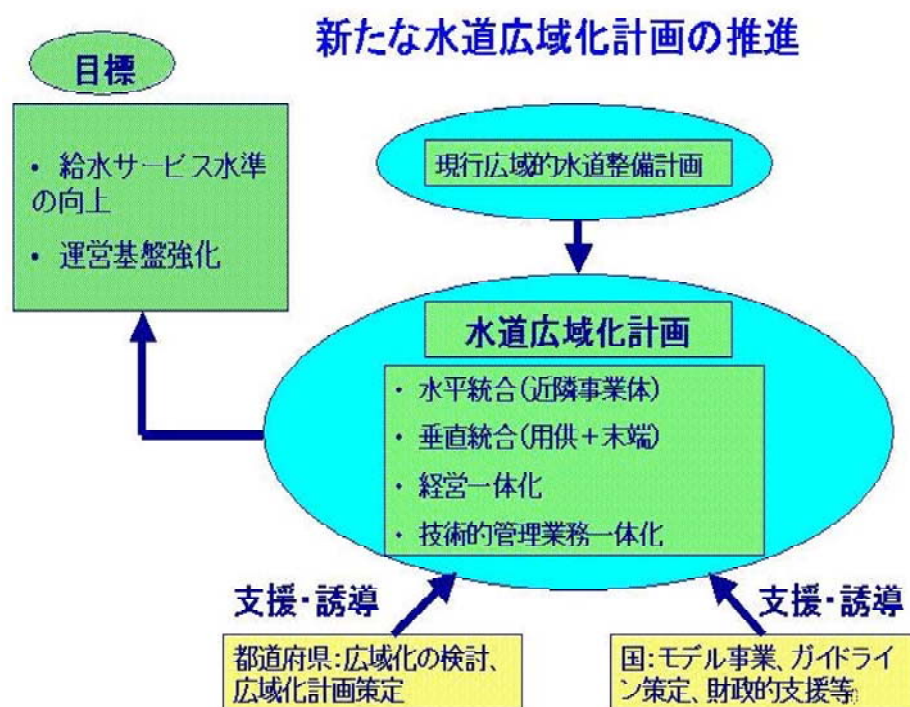


図6－3 新たな水道広域化計画の推進アクションプログラム